

(様式5)

河長広福第586号
平成31年3月19日

社会福祉法人 河内長野市社会福祉協議会
会長 吉村 禎二様

河内長野市長 島田 智明



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

平成31年3月19日から平成36年3月18日まで